

NITS オンライン動画視聴後の「振り返りシート」 <校内研修シリーズ>

【No.134:法務相談体制の活用について】

Step.1:基礎的な知識の確認を行う。

(1) 動画内で、弁護士と学校・教育委員会において「共通理解をはかっておく事項」の1点目として、「教育機関である学校の特徴」が挙げられています。その具体的な内容として「学校や教育委員会が子供・保護者と関係を断つことは原則としてできず、学校・教育委員会の関係性が継続的なものであること」が挙げられていますが、そこから導かれる対応の留意点について2つ説明してください。

- ① 短期的な視点で子供・保護者とのコミュニケーションを絶ってしまったり、むやみに対立したりすることは適切ではないこと
- ② 当該行為に至った経緯や当該子供・保護者と学校・教育委員会との関係性等の背景事情を確認した上で対応を検討することが必要であること

(2) 動画内で、弁護士と学校・教育委員会において「共通理解をはかっておく事項」の2点目として、「教育の特性に関する理解」が挙げられています。具体的には「学校現場における対応を検討する上では、成長過程にある子供に対し、時機を捉え、かつ、将来的な視点を踏まえた対応をする必要」が指摘されていますが、このような点で、法的観点に加えて子供の全人的な発達・成長を保障するため求められる検討の観点を2つ挙げてください。

- ① 子供本人の発達特性や家庭の経済的・社会的環境等に配慮した対応を行うこと
- ② 問題の解決にあたって子供の意見をよく聴く機会を持つこと

(3) 教育的思考（学校の思考の傾向）と法的な思考（弁護士等の思考の傾向）の違いについて、以下の文章に沿って説明してください。

教育的思考においては、過去の事実の確定より今後の対応を重視することから、責任追及（犯人捜し）ではなく、背後の課題を解決しようと志向するのに対し、

法的思考では、過去の事実の確定を重視し、証拠から推認した事実に基づき法的効果の発生の有無を検討するため、感覚のズレが生じやすい。

Step.2:回答内容についてグループで検討を行ったり、実際の指導例を持ち寄り、再検討したりする。

- (1) 自分がスライド p12~p13 記載の事例の担任だった場合、どのように対応するか議論をしてみましょう。※弁護士がアドバイスをするとした場合、以下 [弁護士のアドバイス (例)] のような助言をすることが考えられます。以下の観点からも検討をしてみましょう。

[弁護士のアドバイス(例)]

※これはあくまで一例です。弁護士が必ず全く同じアドバイスをするわけではありません。必要に応じて取捨選択されるものであり、状況に応じて (より対立が深刻化している場合など) では、助言内容も異なってくる点に御注意ください。

I. 事実確認の方法について

- A 君、B 君の叩き方の言い分が違うのであれば、その場にいた他の子どもたちにも意見を聴いてみるのはどうか。
- 9 月になって休み始めているが、一番 X 君にとってつらく、休むきっかけになった出来事は何か分かるか。
- A 君、B 君が X 君を馬鹿にしたくなかったきっかけは何か (例えば、A 君が学校で急に成績が悪くなった、授業中に教員から馬鹿にされてストレスがたまった、家庭でのプレッシャーが強かった等)。
- 過去の X 君が回答したいじめ調査アンケートにいじめに関する記載はあるか。

II. 指導の在り方について

- A 君、B 君への指導について十分検討されているか。

◇ 事実確認が既に充分されていると判断できる場合、

i) 学校として考える A 君、B 君に対する適切な「指導」としては何か。他にあり得る選択肢としては何か。

ii) 何故その指導が適切と考えるのか理由は説明できるか。

→ あまり継続性・悪質性が認められない事案であれば、単に叩く行為や悪口を言う行為だけを指導することは有り得る。

→ 他方、継続性・悪質性が認められる事案である場合には、別室指導等強力な指導も含めて検討する必要がある。

iii) A 君、B 君がその行為をするに至ったきっかけへの対処は何か必要ないか。

- X 君のサポートは検討されているか。

◇ 誰が主に X 君とコミュニケーションをとるか。担任、部活の顧問、以前の担任、教科担当の先生、養護の先生、スクールカウンセラー等適任の先生はいるか。

◇ X 君の意見を聞くということだけでなく、学校としての対応や、今後 A 君、B 君に同じことをさせないということを説明したうえで協議する必要がある。

◇ 1学期からの継続的なA君、B君の行為で限界を迎えてX君が休み始めていること、また、中学1年生で保護者にいじめのことを話すのは通常高いハードルがあることを考えると、X君は相当精神的に傷ついている。そのため、A君、B君の指導が特効薬にならない可能性があり、学校復帰についても過度なプレッシャーをかけないようにする必要がある。

- いずれにせよ、X君にとって最もつらかったことは何かという点を踏まえたA君、B君への指導、X君のサポートが必要。

Ⅲ. 保護者に対する伝え方

- 本件の場合、指導が甘いことについてX君の保護者から、指導が厳しすぎることについてA君、B君の保護者からそれぞれ強い意見が出される可能性がある。そのため、どの結論になっても全当事者が納得しない可能性があり、だからこそ学校として筋を通した対応が必要。
- 上記検討結果に沿った学校としての結論を丁寧に説明すること。特に、学校として当然の前提として考えていること（A君、B君、X君との関係性、今までの各生徒とのコミュニケーション等）について、保護者との共有がされているかについても留意する必要がある。
- 説明する内容が多い場合等、場合によっては書面で説明したほうが良い場合もある。

(2) スライド p12~p13 記載の事例と似た経験があれば共有してみましょう。